

マスメディア等による情報発信事業企画運営業務委託仕様書

1 業務の名称

マスメディア等による情報発信事業企画運営業務委託

2 業務の目的

マスメディアなどの各種媒体を活用して、関西圏・中京圏在住者に対して、三重の暮らしやすさ、移住者の暮らし、市町の魅力等を発信し、三重県移住・交流ポータルサイトへのアクセス数の増加や県が主催する移住セミナー等のイベントへの集客を図る。特に移住について関心を持ち始めた方や子育て世代に対し、幅広く情報を発信することで本県への移住を効果的に促進する。

3 委託期間

契約の日から令和6年3月15日(金)

4 委託業務の内容

(1) 動画等を活用した情報発信

ア 動画及び静止画制作

- ・三重の暮らしやすさ、移住者の暮らし、市町の魅力等を伝えることを目的とした動画を制作すること。
- ・制作する動画は、アスペクト比が9:16(縦長)、16:9(横長)のものを制作すること。
- ・制作する動画は、3~5分程度のを3本以上、15秒程度のを5本以上制作すること。
- ・動画を制作する際は、今後、県が実施するプロモーションで使用することを目的とした静止画を併せて制作すること。
- ・制作する動画及び静止画は、今後、県が実施する移住促進施策(移住相談会、移住フェアなど)において、著作権等の権利関係上、二次的利用が可能なものとする。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手續等を受託者の負担により行うこと。
- ・BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
- ・撮影のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者が手續きを行うこと。

イ マスメディアを活用した情報発信

- ・4(1)アで制作した動画又は静止画を活用し、マスメディアを通じて関西圏、中京圏在住者に向けて、それぞれ1回以上発信すること。
なお、いずれかの圏域については、テレビ放送を1回以上活用すること。
- ・関西圏、中京圏において販売、配布等されている雑誌(フリーペーパーを含む)を活用した情報発信を行うこと。

【参考】

マスメディアとは、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、Webメディアを指す。

(2) 交通広告を活用した情報発信

ア 基本方針

- ・関西圏、中京圏において、それぞれ交通広告を1回以上行うこと。
- ・県が主催する移住セミナー等のイベントの周知、集客又は「ええとこやんか三重 移住相談センター」の認知度向上を目的とした情報発信を行うこと。

イ 広告時期及び期間

- ・各広告は、県が主催する移住セミナー等のイベントへの周知、集客を図るうえで効果的な時期に行うこと。
- ・各広告の掲載期間は、1週間以上とすること。

ウ 掲出物

- ・実施する広告の規格にあわせた掲出物(ポスター、チラシ、ステッカーなど)を制作し、広告掲載先まで納品すること。

(3) インターネット広告を活用した情報発信

ア 基本方針

- ・三重県移住・交流ポータルサイトへのアクセス、流入を目的とした広告を行うこと。
- ・県が運営するFacebookアカウント「ええとこやんか三重移住相談センター」及びTwitterアカウント「ええとこやんか三重移住相談センター」のフォロワー増加を目的とした広告を行うこと。
- ・県が主催する移住セミナー等のイベントの周知を目的とした広告を行うこと。

イ 広告の結果分析

広告の表示回数、CTR(リンククリック率)、CPC(リンクのクリック単価)などのデータ測定及び分析を行うこと。

ウ 時期及び内容

発信する時期及び内容については、県と事前に協議のうえ決定すること。

エ 費用

30万円(税抜き)以上のインターネット広告を実施すること。

【参考】

三重県移住・交流ポータルサイト:

<https://www.ijyu.pref.mie.lg.jp/>

Facebookアカウント「ええとこやんか三重移住相談センター」:

<https://www.facebook.com/ijyu.pref.mie>

Twitterアカウント「ええとこやんか三重移住相談センター」:

<https://twitter.com/chiiki64969680?s=21&t=hxeAym2OadbycMoDXggsgw>

(4) 報告書の提出

情報発信を行った際は、各発信終了後1か月以内に、以下の内容を記載した報告書を県移住促進課に提出すること。

- ・情報発信の概要及び発信時の様子がわかる資料(写真など)
- ・情報発信の実績・結果
- ・その他、県が指示するもの

(5) 独自提案

本事業の目的を達成するうえで効果的と考えられる提案があれば、積極的に行うこと。

なお、提案の実施に係る費用は、本契約の範囲内で賄うものとする。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し県と共有すること。また打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、仕様及び提案内容をふまえ、最終的に県と協議のうえ決定をする。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県との協議により決定する。
- (4) 業務の実施にあたり感染症拡大防止対策のための措置を講じること。
- (5) 災害や感染症の大規模な流行等により委託業務の実施が著しく困難となった際に

は、両者協議の上、契約の主旨を損なわない範囲でその実施方法等を変更することがある。